

感 対 第 7 9 0 号  
令和6年3月26日

医務課長 殿

感 染 症 対 策 監

新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する  
保健所への相談・報告について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策への格別の御尽力につきまして、深謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の本県における医療提供体制等の移行及び公費支援の具体的な内容について」（令和6年3月26日感対第787号）において、通常の対応に移行することとなりました。

これに伴い、新型コロナによる院内感染の保健所への報告については、「新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」（令和5年4月28日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）及び「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日医政地発1219第1号）で示されているとおりとし、患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合には、管轄保健所に速やかに報告するとともに、対応については早めに管轄保健所に相談し地域の感染症管理専門家による支援を活用するよう医療機関への周知をお願いします。

なお、医療機関のアウトブレイクの判断については、各医療機関が院内感染対策委員会において検討し定めているものですが、保健所への相談・報告基準を作成しましたので参考にしてください。

感染症対策グループ  
感染症対策推進  
TEL：055-223-1326  
FAX：055-223-1647